特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳事務に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安芸市長

公表日

令和6年2月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
	安芸市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、安芸市 の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化
	し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確か
	つ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。
	安芸市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
②事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の 修正
	③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元区市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
	・住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバー(CS)
③システムの名称	 既存住民基本台帳システム 番号連携サーバー 中間サーバー 住基GWサーバー
2. 特定個人情報ファイル	名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民悪の記載事項) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第22条(転入届) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
	安芸市役所総務課総務係
請求先	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1
	(電話番号)0887-35-1000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

安芸市役所市民課市民係

連絡先

(住所)〒8501 高知県安芸市土居82番地1

(電話番号)0887-35-1001

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		1 [1万人以上10万人未満] <u>2</u>] 3 4			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年11月6日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	15年6月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2)又は3)を選択した評価実	項目評価 施機関に		重点項目記	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 i項目評価書において、リスク対策の詳細が記		
	載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
	月牧技	トイットソーソンス	アムを選し	バスナで図	<選択肢>		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[〇]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムと	≥の接続		[O]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・	答						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている		

変更箇所

	変更箇				All alone Ma	All alone Mary her wall on
	変更日	項目 I 関連情報 5評価実施機関	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
### 1997 / 1997 변경 변경함		における担当部署②所属長I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	田利 田具			
변화에 보고 그는 변화되는 전체 변화	金和1年6日25日		(英組香日)	(英祖西日)	車丝	华士亦再
변화되는 전 2 - 2 변화되는 전체 ID						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##						
国際政策			·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	·番号法第19条第8号(特定個人情報の提供		
	令和3年9月1日	トワークシステムによる情報 連携	第三環 情報提供者 が 市町 村長 少項のう 5 第四環 作器 足器 人情形 に住民票 関係情報 がき末 心環 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 3 5, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 5 7, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 8 0, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 1200 項 (別表第二における情報照会の体拠) なし 住民基本合帳に関する事務において情報提 依ネットワークシステムによる情報照会は行	第三環(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四環が巨磁り(精砂)に住民票関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11, 16,18,20,21,23,27,30,31,34,3 5,37,38,39,40,42,48,53,54,5 7,58,59,61,62,66,67,70,77,8 0,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,106,108,111,112,113,114,116,117,1200項 (別表第二における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 (株木サワークンステムによる情報照会は行 (株木サワークンステムによる情報照会は行	事前	人を識別するための番号の 利用等に関する法律の改正
			安芸市が住民を対象とする行政を適切に行	安芸市が住民を対象とする行政を適切に行		
上が住民間の写上等の交付 上心性関係に対する情報の関係 上の作用の	令和5年9月20日	報ファイルを取り扱う事務	には、安芸市の住民に関する適切な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものかる。 以、市町村における住民の福山に関する制度 及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、カーマ、住民の台帳に関するの景を一元化し、市ので、住民の自任を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を一元が、日本のでは、日本のである。 は、日本のである。 は、日本のでは、日本のである。 は、日本のでは、日	には、安芸市の住民に関する適切な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳は、以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市司村における住民の届出に関する制度を一元化し、カース・イス・クース・イス・イス・イス・イス・イス・イス・イス・イス・イス・イス・イス・イス・イス	事後	
の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (別表第二を表しました。 (別表)(別表)(別表)(別表)(別表)(別表)(別表)(別表)(別表)(別表)	令和5年7月4日	I関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠	よる住民票の写し等の交付 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2年5月31日法律第27号) 第1条(株定び通知) 第16条(本人確認の措置) 第1条(株定び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(中成25年5月31日法律第26号旅行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第5条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第1条(任民基本台帳の正確な記録を確保 するための措置) 第24条(公司(個人番号の一件の交付を) 第1条(任民基本台帳の正確な記録を確保 するための措置) 第24条(公司(個人番号の一件の交付を) 第1条(年)の2(個人番号の一件)の交付 次 10名等に関係の通知等) 第2条の(日、衛子) 本記 和の所則 第30条(日、同本日本) 第24条(日、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	よる住民票の写し等の交付 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・第7条(指定及び通知) ・第7条(指定及び通知) ・第7条(指定及び通知) ・第7条(個人番号カードの交付等) ・第7条(個人番号カードの交付等) ・第7条(住民基本台帳が成分である。) ・第7条(住民基本台帳の借付け) ・第3条(住民基本台帳の借付け) ・第3条(住民基本台帳の借付け) ・第3条(住民基本台帳の借付け) ・第3条(住民基本台帳の作成) ・第3条(住民基本台帳の作成) ・第3条(住民基本台帳の作成) ・第3条(住民基本台帳の作成) ・第3条(住民基の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(住民港の記載等) ・第3条(在民港の日間) ・第3条(在民港の日間) ・第3条(本民港の日間) ・第3条(本民港市田市) ・第3条(本民港市田)	事後	
令和5年9月4日 象者 大数 2、取扱者数 い 令和2年11月6日	令和5年7月4日	ネットワークシステムによる 情報提供連携 ②法令上の	の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第三編情報提供者が行前村長」の項のうち、第四編付等定個人情報)/に住民票期係 報が含まれる項(1,2,3,4,6,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,3 5,3,38,39,40,42,48,53,54,5 7,88,59,61,62,66,67,70,77,8 103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,1200項) (別表第二における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 (株ネットワクシステムによる情報照会とは	の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第二環情報提供者が「市町村長」の項のう ち、第四環特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる頃「12、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、3 7、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、74、77、8 0、84、8502、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の 項) (別表第二における情報照金の根拠): なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 (株ネットワーンステムによる情報照金とは	事後	法別表第二の根拠修正
日間連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請目 (住所) 〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁 (住所) 〒784-8501 高知県安芸市土居82番 事後 庁舎移転	令和5年7月4日	象者人数 2. 取扱者数 い	令和2年11月6日	令和5年6月30日	事前	しきい値を再確認したため
令和8年2月15日 報ファイルの取扱いに関する (は月) / 下 / 64 つ00 に 南和宗女会のスノル I 」 (は月) / 下 / 64 つ00 に 南和宗女会の工 / 高の宗女会の工 / 高の宗女会の工 / 1 (は月) / 下 / 64 つ00 に 南和宗女会の工 / 1 (は月) / 下 / 64 で 1 (は月) / 下 / 下 / で 1 (は月) / 下 / 下 / 64 で 1 (は月) / 下 / 下 / で 1 (は月) / 下 / 下 / で 1 (は月) / 下 / 下 / 64 で	令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請			事後	庁舎移転
	令和6年2月15日	報ファイルの取扱いに関する			事後	庁舎移転